

※本指針については、感染状況の変化や国・自治体からの要請に応じ、適宜見直しを行います。

レベル	判断の目安 (例示)	授業	本学への入構(学生・市民)/図書館の利用	学生の課外活動	学内会議	事務体制	大学主催の学内説明会等	国内出張(教職員)		
0	通常	・国から終息宣言が発出 ・国内で感染が認められない。								
制限なし										
1	一部制限	・兵庫県内で感染事例が認められない もしくは 兵庫県内で感染者が発生しているが、限定的で感染拡大の恐れが認められない ・移動自粛や休業要請が全国的に解消されている。	対面とオンラインを併用して開講します。	市民の方の入構は、本学施設を利用する場合を除き禁止とします。 学生の入構は、授業の受講・本学施設の利用・課外活動以外の立ち入りをできるだけ自粛してください。	【図書館の利用】 感染拡大防止に配慮して、学外者を含め利用を許可します。 (通常通りの曜日、時間帯で開館します。)	感染拡大防止措置を講じることを前提に、課外活動を許可します。	感染拡大防止に配慮し、対面での会議を行います。 ただし、参加人数が多いない「3密」を避けることが出来ない場合はメール審議またはオンライン会議とします。	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行います。 (時差出勤と在宅勤務の制度は継続します。)	感染防止措置を講じた上で、対面を実施します。	感染拡大防止に配慮しつつ、必要な出張については許可します。
2	制限-小	・兵庫県内で感染者が発生しており、感染拡大の恐れが認められる。 ・国や兵庫県から外出自粛や府県をまたぐ移動自粛要請等が発出されている。	原則としてオンライン授業のみとします。 ただし、大学が必要と認める授業は、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施します。	市民の方の入構は禁止とします。 学生の入構は必要な場合(各部署において入構を許可する場合など)を除いて学内への立ち入りは自粛してください。	【図書館の利用】 感染予防対策を十分に講じられる範囲において学内者及び市民の利用を許可します。 (通常の曜日に開館しますが、対面授業の実施状況により夜間の開館時間を短縮することがあります。)	全面活動禁止とします。 ただし、感染拡大防止措置を十分に講じることができるもので、かつ大学が必要と認めるときは、課外活動を許可します。	原則としてメール審議またはオンライン会議とします。 ただし、対面での実施が必要かつ参加人数が少ない場合は、感染防止措置を講じた上で実施します。	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行います。 (時差出勤と在宅勤務の制度は継続します。)	原則としてオンラインで開催します。 ただし、大学が必要と認めるものは、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施します。	国や県から移動自粛を要請されている地域以外への必要最低限の出張のみ許可します。 (移動の自粛を要請されている地域への、不要不急の出張は原則許可しません)
3	制限-中	・政府から緊急事態宣言が発令されている ・兵庫県から休業要請が発出されている。	オンライン授業のみとします。	学生・市民の方の入構を禁止します。 学生の来学は、直接対面を要する奨学金手続き等、やむを得ず来学が必要な場合のみ、事前相談の上、許可します。	【図書館の利用】 図書館は閉館します。 (ただし、教員の利用は認めます。また、大学院生は、指導教員の許可があった場合にのみ利用を認めます。)	全面活動禁止とします。	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とします。	感染拡大防止に配慮しつつ、業務上必要な人員が出勤し、その他は在宅勤務とします。	オンライン開催のみとします。	全面禁止とします。
4	制限-大	緊急事態宣言の発令や国・県からの休業要請等の有無に関わらず、 ・学内において感染者が発生した(感染者が構内へ立ち入っていない場合を除く) ※感染者・濃厚接触者が、1名～数名程度の場合で、かつ感染者等の行動が特定できている場合	保健所の指導に従い、臨時休講もしくはオンライン授業とします(教員が大学内からオンライン授業を行うことは全面禁止しますが、保健所の指示のもと、安全が確保される場合のみ許可します)。	学生・市民の方の入構を禁止します。	【図書館の利用】 図書館は閉館します。 (教員、大学院生の利用も禁止します。)	全面活動禁止とします	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とします。	保健所の指導に従い、必要な事務所を閉鎖します。 閉鎖された事務所で勤務する職員は事務機能維持のため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とします。	オンライン開催のみとします。	全面禁止とします。 (感染者の発生時以前2週間において、学内に立ち入っておらず、感染者・濃厚接触者との接触がない場合は、レベル1～3のいずれかの状況に応じて当該レベルの取扱いに準じる。)
5	原則停止	緊急事態宣言の発令や国・県からの休業要請等の有無に関わらず、 ・学内において感染者が発生した(感染者が構内へ立ち入っていない場合を除く) ※学内において、感染者との濃厚接触者が複数名おり感染がまん延する危険性がある場合	保健所の指導に従い、臨時休講もしくはオンライン授業とします(教員が大学内からオンライン授業を行うことは全面禁止します)。	学生・市民の方の入構を禁止します。	【図書館の利用】 図書館は閉館します。 (教員、大学院生の利用も禁止します。)	全面活動禁止とします	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とします(緊急のものに限る)。	保健所の指導に従い、原則として全ての事務所を閉鎖します。 大学機能を最低限維持するため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とします。	オンライン開催のみとします。	全面禁止とします。

※活動レベルの決定においては、「判断の目安」における基準のほか、市立学校園や他大学の状況を踏まえつつ、総合的に判断した上で行います(「判断の目安」により機械的にレベルの決定を行うものではありません)。

※学内で感染者が発生した場合は、保健所からの指導に基づき学内施設の閉鎖や消毒等の措置を行います。